

# 岐阜県公報

号外 ( 号 ) 平成二十五年 四月 一日

## 教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表スポーツ健康課の項中「スポーツ振興係」を「生涯スポーツ係、競技スポーツ係」に改める。

第八条の十二を第八条の十三とし、第八条の九から第八条の十一までを一条ずつ繰り下げ、第八条の八の次に次の一条を加える。

第八条の九 スポーツ健康課にスポーツ振興企画監を置き、事務職員をもつて充てる。  
2 スポーツ振興企画監は、スポーツの振興その他特に命ぜられた事務を処理する。

第十二条の表教育支援課の項第十五号中「レクリエーション」を「競技スポーツ及びレクリエーション」に改める。

第十五条中「管理監」を「主幹」に改める。

第十七条の表岐阜県地方産業教育審議会の前項の次に次のように加える。

岐阜県立高等学校  
学校入学者選抜に関する事項に  
教育総務課  
ついでに調査審議に関する事務  
抜に関する諮

## 目 次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 (教育総務課) 一

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (同) 二

岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会規則 (同) 二

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令 (教育総務課) 三

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育総務課) 三

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令 (同) 四

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日相当るときは翌日)

平成二十五年四月一日

問会	岐阜県教育委員会の事務局及び教育機関の保健審査会	教職員課
	岐阜県教育委員会の事務局及び教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員の健康管理に関する事項についての調査審議に関する事務	

第十八条第一号の表薬剤師の項の次に次のように加える。

社会教育主事 社会教育に関する専門的事務に従事する。

第十八条第二号の表に次のように加える。

技 術 員 上司の命を受け、高度の技術的業務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会  
委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第一号

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「サービス第一係、サービス第二係」を「図書利用係、調査相談係」に改める。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二の前の見出しを削り、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の見出し及び一条を加える。

(特別の職)

第六条の二 必要と認める教育機関に主幹を置く。

2 主幹は、事務職員又は学芸員をもって充てる。

3 主幹は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会  
委員長 土 屋 嶮

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会(以下「諮問会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 諮問会は、教育委員会の諮問に応じ、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 諮問会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要のつど、教育委員会が任命する。

一 学識経験を有する者

二 教育職員

三 その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

<p>(会長)</p> <p>第五条 諮問会に会長を置き、委員のうちから互選する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、諮問会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第六条 諮問会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 諮問会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>3 諮問会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第七条 諮問会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、諮問会の組織及び運営について必要な事項は、会長が諮問会に諮って定める。</p> <p>附則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>教育委員会訓令甲</b></p>	<p>岐阜県教育委員会訓令甲第一号</p> <p style="text-align: center;">事務局一般 各教育機関</p> <p>岐阜県教育委員会 委員長 土 屋 嶋</p> <p>平成二十五年四月一日</p>
--	--	--

<p>岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令</p> <p>岐阜県教育委員会公文書規程（昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表中</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: none;">「</td> <td style="border: none;">飛驒特別支援学校</td> <td style="border: none;">飛 特</td> <td style="border: none;">を</td> <td style="border: none;">」</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">「</td> <td style="border: none;">下呂特別支援学校</td> <td style="border: none;">下 特</td> <td style="border: none;">を</td> <td style="border: none;">」</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">「</td> <td style="border: none;">飛驒特別支援学校</td> <td style="border: none;">飛 特</td> <td style="border: none;">を</td> <td style="border: none;">」</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">「</td> <td style="border: none;">飛驒吉城特別支援学校</td> <td style="border: none;">飛吉特</td> <td style="border: none;">を</td> <td style="border: none;">」</td> </tr> </table> <p>に改める。</p> <p>附則</p> <p>この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。</p>	「	飛驒特別支援学校	飛 特	を	」	「	下呂特別支援学校	下 特	を	」	「	飛驒特別支援学校	飛 特	を	」	「	飛驒吉城特別支援学校	飛吉特	を	」	<p style="text-align: center;"><b>教育委員会教育長訓令甲</b></p>	<p>岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号</p> <p style="text-align: center;">事務局一般 各教育機関</p> <p>岐阜県教育委員会 教育長 松 川 禮 子</p> <p>岐阜県教育委員会事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。</p> <p>平成二十五年四月一日</p> <p>岐阜県教育委員会事務局決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>岐阜県教育委員会事務局決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の第二条第十号中「第八条の十一第一項」を「第八条の十二第一項」に改める。</p> <p>別表第一四の項中「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施</p>
「	飛驒特別支援学校	飛 特	を	」																		
「	下呂特別支援学校	下 特	を	」																		
「	飛驒特別支援学校	飛 特	を	」																		
「	飛驒吉城特別支援学校	飛吉特	を	」																		

行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）第七十五条第八号及び第十四号に掲げる場合を除く。）を削る。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号

事務局一般  
各教育機関

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

令 岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会教育長の職務を代理する順序に関する規程（平成十二年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

本則中 「第一順位 丹羽章教育委員会事務局教育次長」を「第一順位 南谷清司教育委員会事務局教育次長」を「第二順位 福井康博教育委員会事務局教育次長」に改める。

育委員会事務局教育次長  
育委員会事務局教育次長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりんとびあ十三一  
岐阜文芸社